

監 第 1175 号
令和 5 年 3 月 28 日

松 江 市 長 上 定 昭 仁 様
松江市議会議長 立 脇 通 也 様
各 行 政 委 員 会 委 員 長 様

松江市監査委員 三 島 康 夫
松江市監査委員 安 來 弘 喜
松江市監査委員 石 倉 徳 章

行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき令和 4 年度行政監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により提出します。

令和4年度

行政監査報告書

松江市監査委員

行政監査報告書

第1 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

「保健センターの管理運営等について」

2 選定理由

市町村保健センターは、地域保健法第18条で、「市町村は、市町村保健センターを設置することができる。」「市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設とする。」と規定されている。

したがって、身近で利用頻度の高い保健サービスが市町村において一元的に提供されることを踏まえ、各市町村は、適切に市町村保健センター等の保健活動の拠点を整備することが求められている。

松江市は、保健活動の拠点として、松江市保健センター、松江市玉湯総合福祉保健センターサン・エールたまゆ、松江市宍道健康センター、松江市東出雲保健相談センター、松江市鹿島保健センターの5箇所に保健センターを設置しているが、島根町、美保関町、八雲町、八束町のエリアには保健センターは存在していない。

松江市公共施設適正化計画では、保健・福祉センターは、「利用・コスト・老朽化の状況、類似施設の近接状況、市域全体のバランス等を見極め、将来的には、総合的な保健福祉センターは市域に1箇所とし、他は類似施設を含め、複合化・多機能化も検討する。」等の方向性を示している。

そこで、松江市が設置している保健センターについて、管理運営等が適切に行われているか、また、松江市公共施設適正化計画の進捗に伴う保健活動の拠点整備の状況を検証する。

第2 監査の対象

1 監査対象部局

健康福祉部 健康推進課

2 監査の対象範囲

令和3年度

3 監査の対象範囲

松江市が設置している保健センターの管理運営状況及び松江市公共施設適正化計画の進捗に伴う保健活動の拠点整備の状況

第3 監査の期間

令和4年6月13日から令和5年2月20日まで

第4 監査の方法

健康推進課から令和3年度の保健センター等で行った地域保健に関する事業の実施状況、施設等の管理運営状況及び松江市公共施設適正化計画の進捗に伴う保健活動の拠点整備の状況等について、関係書類の提出を求め、書類審査及び事情聴取を行った。

また、抽出で松江市保健センターの現地調査を行った。

第5 監査の着眼点

- 1 管理運営が条例等に則り適切に行われているか。
- 2 施設や設備は、安全確保の観点から適切に管理されているか。
- 3 「第2次健康まつえ21基本計画」に基づいて運営されているか。また、保健所等関係機関との連携・協力が適切に行われているか。
- 4 職員配置及び人材育成が適切に行われているか。
- 5 公共施設適正化計画が着実に進んでいるか。

第6 保健センターの状況

本市では、令和4年3月31日現在で保健センターが5箇所あり、市民の健康づくり及び保健福祉事業に係る業務を行っている。また、その維持管理については健康推進課が行っている。

保健センターの施設については、市町村合併当時7箇所存在していたが、八雲町では支所と公民館の複合施設に集約し、八束町では民間譲渡した経緯がある。島根町と美保関町には施設は存在していない。

業務については、健康増進法第17条第1項に基づく健康相談、保健指導及び健康増進法第19条の2に基づく肝炎ウイルス検診、がん検診、健康診査、特定健康診査非対象者に対する保健指導等を行っている。それぞれの業務は、健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画と食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画を一体的に策定した「第2次健康まつえ21基本計画（健康増進計画・食育推進計画）」（H25-R5）に沿って実施している。

島根町と美保関町は、保健センターに求められる役割を、住民の身近にある支所、公民館、集会所等の施設が担っている。

(1) 施設等概要

① 松江市保健センター（松江市保健福祉総合センター内に設置）

条例：松江市保健福祉総合センターの設置及び管理に関する条例

地番：松江市乃白町32-2

敷地面積：3,994.89㎡

建物面積：5,126.21㎡（地上階数3）の内、3,754㎡（共有部分含む）

建築年月日：平成17年7月1日（17年経過）

建物の耐用年数：47年（鉄筋コンクリート造）

建築費：1,949,602千円（松江市保健福祉総合センター）

② 松江市玉湯総合福祉保健センターサン・エールたまゆ

条例：松江市玉湯総合福祉保健センターサン・エールたまゆの設置及び管理に関する条例

規則：松江市玉湯総合福祉保健センターサン・エールたまゆの設置及び管理に関する条例
施行規則

地番：松江市玉湯町湯町683-8

敷地面積：20,631.04㎡

建物面積：2,688.44㎡（地上階数1）

建築年月日：平成11年3月1日（24年経過）

建物の耐用年数：47年（鉄筋コンクリート造一部鉄骨造）

建築費：650,542千円

入居組織：たまゆつどいの広場（子育て支援センター）

松江市立中央図書館臨時事務所（R5年8月改修工事完了まで）

- ③ 松江市宍道健康センター
条例：松江市宍道健康センターの設置及び管理に関する条例
規則：松江市宍道健康センターの設置及び管理に関する条例施行規則
地番：松江市宍道町上来待 213 - 1
敷地面積：1,756.90 m²
建物面積：839.02 m²（地上階数 1）
建築年月日：平成 9 年 3 月 10 日（26 年経過）
建物の耐用年数：47 年（鉄筋コンクリート造）
建築費：337,388 千円
入居組織：松江市社会福祉協議会（湖南事業所・宍道介護センター・湖南地域包括支援センター（サテライト））、松江市シルバー人材センター宍道支所
- ④ 松江市東出雲保健相談センター
条例：松江市東出雲保健相談センターの設置及び管理に関する条例
地番：松江市東出雲町揖屋 1216-1
敷地面積：2,409.90 m²
建物面積：971.52 m²（地上階数 2）
建築年月日：平成 12 年 10 月 1 日（23 年経過）
建物の耐用年数：47 年（鉄筋コンクリート造）
建築費：293,578 千円
入居組織：東出雲子育て支援センター
松江市社会福祉協議会松南第 2 地域包括支援センター
- ⑤ 松江市鹿島保健センター
条例：松江市鹿島保健センターの設置及び管理に関する条例
規則：松江市鹿島保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則
地番：松江市鹿島町佐陀本郷 659
敷地面積：5,216.77 m²（松江市鹿島文化ホールと同一敷地）
建物面積：650.68 m²（地上階数 2）
建築年月日：昭和 63 年 3 月 10 日（35 年経過）
建物の耐用年数：47 年（鉄筋コンクリート造）
建築費：155,890 千円
入居組織：なし

第 7 監査の結果

1 管理運営が条例等に則り適切に行われているか。

【注】（ ）内の管内件数は、個別の医療機関で実施したものを除いた数値

①松江市保健センター

保健指導、健康相談、栄養相談及び指導など条例に基づく事業に加え、健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診、がん検診などの保健事業を行っている。乳幼児健診は全市域を対象に実施している。

施設管理については、健康推進課が適切に行っている。

※健康相談・保健指導件数：松江市保健センター 316 件（旧松江市管内 4,834 件）
地域担当保健師 15 人

※一般健診件数：松江市保健センター 未実施（旧松江市管内 未実施）
肝炎ウイルス検診件数：松江市保健センター 8 件（旧松江市管内 8 件）
各種がん検診件数：松江市保健センター 238 件（旧松江市管内 8,369 件）
乳幼児健診件数：松江市保健センター 4,546 件（全市域 4,546 件）

②松江市玉湯総合福祉保健センターサン・エールたまゆ

保健指導、健康相談など条例に基づく事業を行っている。

条例第 3 条(2)の業務（指定通所介護事業、指定短期入所生活介護事業、指定居宅介護支援事業）が、介護事業者撤退により令和 2 年 3 月以降行われていない。

施設管理については、健康推進課が主体となり、施設貸出しの受付など業務の一部を玉湯支所が担う形で適切に行っている。

※健康相談・保健指導件数：玉湯総合福祉保健センター 7 件（玉湯支所管内 424 件）
地域担当保健師 2 人

※一般健診件数：玉湯総合福祉保健センター 未実施（玉湯支所管内 2 件）
肝炎ウイルス検診件数：玉湯総合福祉保健センター 未実施（玉湯支所管内 13 件）
各種がん検診件数：玉湯総合福祉保健センター 未実施（玉湯支所管内 427 件）

③松江市宍道健康センター

保健指導、健康相談など条例に基づく事業に加え、健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診、がん検診などの保健事業を行っている。

施設管理については、健康推進課が主体となり、入居組織の松江市社会福祉協議会湖南事業所に施設貸出しの受付、施設の施錠など業務の一部を委託する形で適切に行っている。

※健康相談・保健指導件数：宍道健康センター 60 件（宍道支所管内 90 件）
地域担当保健師 3 人

※一般健診件数：宍道健康センター 3 件（宍道支所管内 3 件）
肝炎ウイルス検診件数：宍道健康センター 8 件（宍道支所管内 8 件）
各種がん検診件数：宍道健康センター 277 件（宍道支所管内 1,143 件）

④松江市東出雲保健相談センター

保健指導、健康相談など条例に基づく事業に加え、健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診、がん検診などの保健事業を行っている。

施設管理については、健康推進課が適切に行っている。

※健康相談・保健指導件数：東出雲保健相談センター 15 件（東出雲支所管内 300 件）
地域担当保健師 3 人。

※一般健診件数：東出雲保健相談センター 9 件（東出雲支所管内 12 件）
肝炎ウイルス検診件数：東出雲保健相談センター 5 件（東出雲支所管内 7 件）
各種がん検診件数：東出雲保健相談センター 320 件（東出雲支所管内 690 件）

⑤松江市鹿島保健センター

松江市鹿島保健センターは、平成 28 年 4 月 1 日から休止しており、保健指導、健康相談など条例に基づく事業は、鹿島支所と鹿島公民館の複合施設を活用して行っている。

施設管理については、所管は健康推進課だが、休止のため管理業務は発生していない。

※健康相談・保健指導件数：鹿島保健センター 未実施（鹿島支所管内 440 件）
地域担当保健師 2 人

※一般健診件数：鹿島保健センター 未実施（鹿島支所管内 7件）

肝炎ウイルス検診件数：鹿島保健センター 未実施（鹿島支所管内 7件）

各種がん検診件数：鹿島保健センター 未実施（鹿島支所管内 725件）

2 施設や設備は、安全確保の観点から適切に管理されているか。

施設設備の管理については、休止となっている松江市鹿島保健センターを除く保健センター4箇所において、施設・設備点検、簡易修繕などの業務委託を必要に応じて行っている。

3 「第2次健康まつえ21基本計画」に基づいて運営されているか。また、保健所等関係機関との連携・協力が適切に行われているか。

健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画と食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画を一体的に策定した「第2次健康まつえ21基本計画（健康増進計画・食育推進計画）」（H25-R5）に基づき、健康寿命、がん死亡率等について基本目標（目標値）を定め、毎年保健活動計画を策定し、健康相談、保健指導、肝炎ウイルス検診、がん検診、健康診査、特定健康診査非対象者に対する保健指導等を行っている。

令和3年度に、個別の医療機関を除く市の施設等で実施した保健活動件数は、健康相談・保健指導8,017件、一般健診41件、肝炎ウイルス検診78件、各種がん検診13,227件、乳幼児健診4,546件で、その内、5箇所の保健センターで実施した件数は、健康相談・保健指導398件（5.0%）、一般健診12件（29.3%）、肝炎ウイルス検診21件（26.9%）、各種がん検診835件（6.3%）、乳幼児健診4,546件（100.0%）となっている。

保健所等関係機関との連携・協力については、健康増進法に基づく保健事業について、松江市医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、地域での健康づくりに取り組む団体（健康まつえ21推進隊、保健協力員、ヘルスポランティア協議会等）、事業所（健康まつえ応援団、包括連携協定事業所等）などの関連団体及び保健所、子育て支援センター、介護保険課などの関連部局と検討会の実施、研修会の開催、啓発活動への協力、情報の共有など連携しながら事業を実施している。課題として、地域での健康づくりに取り組む人材が固定化していることが挙げられる。

4 職員配置及び人材育成が適切に行われているか。

人材確保については、保健師の育休代替職員、任期付き職員の募集をかけるが、集まらず苦慮している。

人材育成については「松江市保健師人材育成プログラム」を作成し研修を実施している他、人材育成トレーナーによる指導を実施している。

研修は、主に、保健師、副主任保健師、主任保健師、保健師長、保健専門官等のキャリアレベル毎に専門技術到達レベルを設定し実施している。

5 公共施設適正化計画が着実に進んでいるか。

松江市公共施設適正化計画では、保健・福祉センターは、「利用・コスト・老朽化の状況、類似施設の近接状況、市域全体のバランス等を見極め、将来的には、総合的な保健福祉センターは市域に1箇所とし、他は類似施設を含め複合化・多機能化も検討する。」等の方向性を示している。

市は、市町村合併以降、健康相談、保健指導事業の効率化を図るため集約化を行い、保健福祉総合センターと支所に職員を配置し相談窓口とした。集団健診やがん検診は利便性を向上させ受診率を上げるため、住民の身近にある集会所等の施設でも実施している。また、乳幼児健診については効率化を図るため松江市保健センターでの一元化を進めた。

これらの状況を踏まえ、保健センターに求められる役割と機能を考慮しつつ、公共施設の適正化を進めている。

これまで、八雲社会福祉センターは、平成 26 年 3 月に施設を廃止し、八雲支所と八雲公民館の複合施設に機能移転した。

八束保健福祉総合センターは平成 29 年 4 月に民間譲渡するため廃止し、八束支所に機能移転した。

鹿島保健センターは平成 28 年 4 月から休止の状態で、建物の活用策については廃止も含めて検討している。

玉湯総合福祉保健センターサン・エールたまゆは、公共施設適正化 1 期計画（H28～R2）で民間譲渡し廃止する計画であったが、譲渡先として協議していた事業者が介護事業を撤退したため令和 2 年 3 月から介護事業を行わず現在に至っている。現在入居している「たまゆつどいの広場（子育て支援センター）」と「松江市立中央図書館臨時事務所」の動向を見ながら公共施設適正化 2 期計画（R3～R7）で検討することとした。

宍道健康センターは、松江市国民健康保険来待診療所と併設されていることもあり、当面は保健サービスを地域住民に身近な施設で提供するため、保健センターの機能を継続することとしているので、公共施設適正化 1 期計画及び 2 期計画の対象になっていない。

東出雲保健相談センターは、公共施設適正化 2 期計画（R3～R7）で東出雲支所と東出雲公民館の複合施設に機能移転することとした。

6 総括意見

保健センターの管理運営は、設置及び管理に関する条例等に基づき、おおむね適正に管理されている。その中でも、松江市保健センターは、健康増進法に基づく健康相談、保健指導や母子保健法に基づく乳幼児健診の場として、松江市の保健活動の拠点として活用されている。

支所管内の保健センターについては、利用状況が少なかったことから、もともと保健センターの設置が無かった地域や保健センターの機能移転による廃止、休止を行った地域での保健活動の実態と合わせて、地域での保健活動が着実に行われているか調査を行った。実態としては、各支所に配置された保健師により、住民の身近にある支所、公民館、集会所等での相談業務は実施されている。このことから、支所管内の保健センターを松江市全体での保健活動を行う拠点施設としてどう位置付けるかが問題と考える。

すでに、松江市公共施設適正化計画において、保健センターは、「利用・コスト・老朽化の状況、類似施設の近接状況、市域全体のバランス等を見極め、将来的には、総合的な保健福祉センターは市域に 1 箇所とし、他は類似施設を含め複合化・多機能化も検討する。」との方向性を示しているので、この計画に沿って施設の統合や複合化を推進されたい。

また、松江市保健センターは保健活動の拠点として、各支所に配置された保健師との連携を進めるなどし、一層の活用を図られたい。

なお、実効性のある保健福祉事業を推進するためには、保健センターという施設だけでなく、健康相談、保健指導体制充実も欠かせない。そのためにも、保健師の人材確保と育成にも努められたい。